

南三陸町個人情報保護条例の改正について

令和4年9月
南三陸町総務課

南三陸町個人情報保護条例の改正骨子（案）

◆個人情報保護法改正の背景及び目的

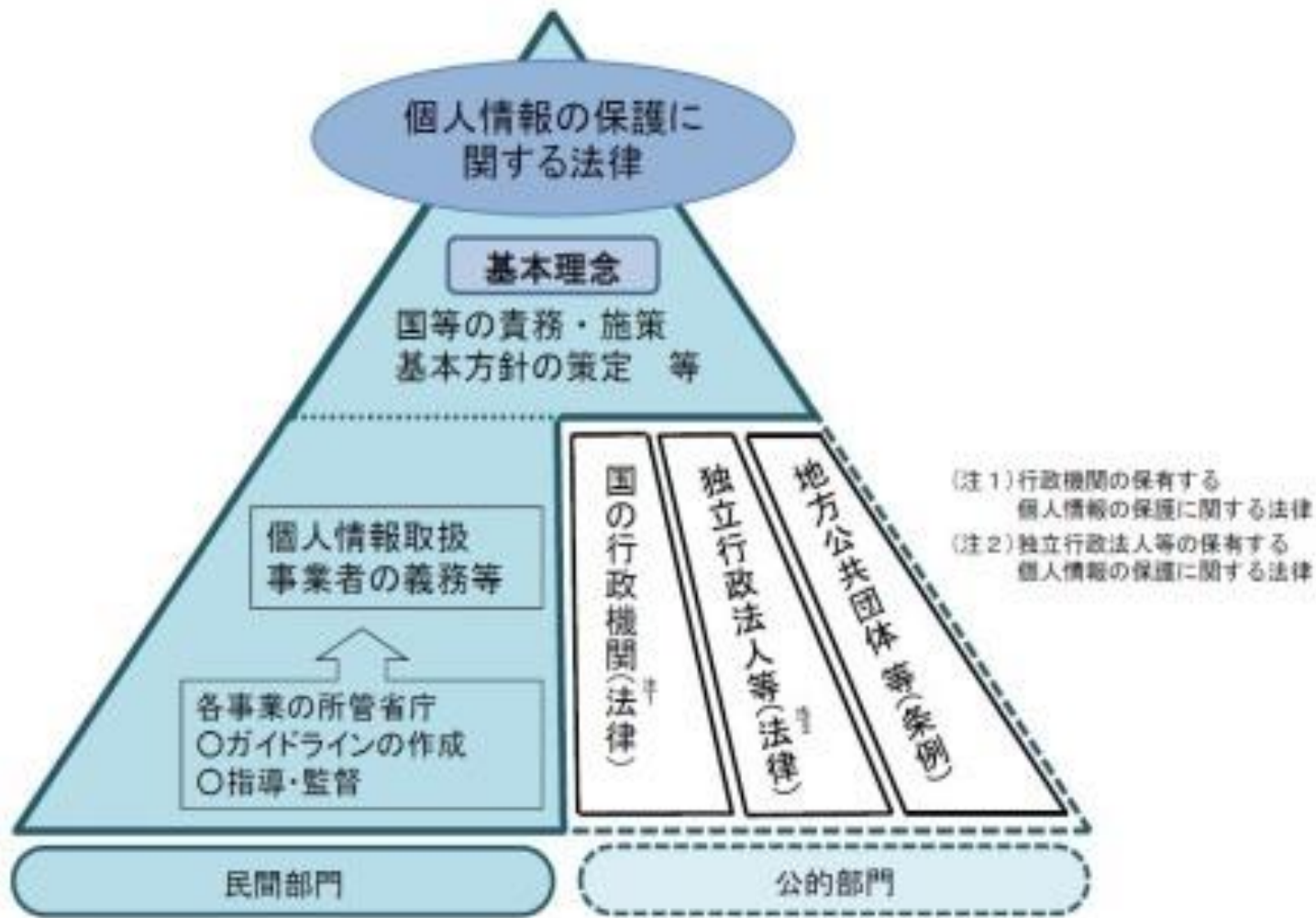
現在の個人情報保護制度は、その主体により別々の法令等を適用しています。

- ・民間事業者 ⇒ 個人情報保護法
- ・国の行政機関 ⇒ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・独立行政法人等 ⇒ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・本町 ⇒ 南三陸町個人情報保護条例

令和3年5月9日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、上記の3つの法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

このことにより、本町の個人情報保護制度に係る根拠規定が、令和5年4月1日（予定）に、南三陸町個人情報保護条例（平成19年南三陸町条例第19号）から改正後の個人情報の保護に関する法律に変更となり、本町の個人情報保護条例は、個人情報保護法で委任された事項を定めることとなります。

(参考) 現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ



1 条例で定めなければならない事項

手数料 改正後の個人情報保護法（以下単に「改正個人情報保護法」という。）の規定により、次の手数料を条例で定める必要があります。

① 開示請求に係る手数料（改正個人情報保護法第89条第2項）

⇒法の主旨及び本町の現行条例に鑑み、申請手数料は徴収せず、開示実施手数料については、文書の写しの交付その他の物品の供与を受ける者から、紙(白黒)1枚につき10円、紙(カラー)1枚につき20円、光ディスク1枚につき100円をそれぞれ徴することとします。

② 行政機関等匿名加工情報に係る手数料（改正個人情報保護法第119条第2項及び第4項）

⇒個人情報を復元できないよう加工した「行政機関等匿名加工情報」については、法に基づき、都道府県及び政令指定都市において外部提供が開始されます。ただし、その他の市町村については、当分の間、外部提供は任意で、義務を課せられておりません。そのため、本町では、今後の導入に向けて需要、開始時期や手数料について検討していくこととします。

2 条例で定めることが許容される事項

- ① 条例要配慮個人情報 地方公共団体等が条例で「条例要配慮個人情報」として追加的に定めることができます。（改正個人情報保護法第60条第5項）

⇒本町の現行条例では、「要配慮個人情報」の定義を、個人情報保護法に定める「要配慮個人情報」として運用してきたところであり、町独自にセンシティブ情報等の収集を制限しておりません。

このため、**条例要配慮個人情報**については、**町独自に制定はしません**。

* 法の規定に含まれない要配慮個人情報 「LGBTに関する事項」、「一定の地域の出身である事実」など

- ② 個人情報取扱事務登録簿 改正個人情報保護法は、地方公共団体等にも個人情報ファイル簿の作成・公表を義務付けていますが、これとは別に地方公共団体等が個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することが認められています。（改正個人情報保護法第75条第5項）

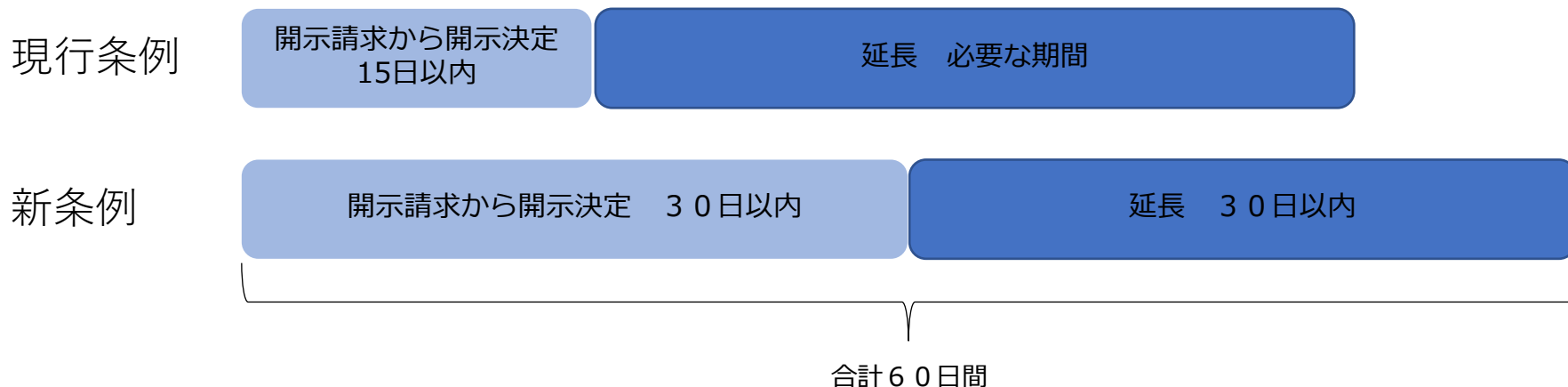
⇒本町では、毎年度、各実施機関における条例の運用状況について、これを公表しておりますが、**今後は、個人情報ファイル簿による公表に変更します**。

- ③ その他

- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲（改正個人情報保護法第78条第2項）
- ・ 開示請求等の手続（改正個人情報保護法第107条第2項及び第108条）
- ・ 審議会等の設置（専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの諮問のため（改正個人情報保護法第129条））

3 その他の変更点

- ① 保有個人情報開示請求から決定及び諾否期限延長の期間
本町の現行条例では、保有個人情報開示請求から開示決定等まで15日間、諾否期間延長を相当期間としています。
新条例では、改正個人情報保護法と同様に、保有個人情報開示請求から開示決定等まで30日間、諾否期間延長を最大で30日間、合計60日間とします。



- ② 死者の情報の取扱い
本町の現行条例では、死者を本人とする個人情報の開示請求権について定めておりますが、改正個人情報保護法では、個人情報の定義が「生存する個人に関する情報」と定められております。このため、新条例においては、死者の情報は個人情報の定義から外れることとなります。（改正個人情報保護法第2条第1項）
- ③ 実施機関の取扱い
改正個人情報保護法では、第2章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、議会の適用はありません。このため、新条例においては、議会を除く執行機関を適用の対象とします。（改正個人情報保護法第2条第11項）

4 関係条例の改正

① 南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例

・開示決定等に対する審査請求を審査する機関（南三陸町情報公開・個人情報保護審査会）は、改正個人情報保護法において「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」として設置することが定められたことから、引き続き、当該審査会を設置します。

・一方で、改正個人情報保護法は、個人情報の収集、利用、提供等に関して典型的に附属機関に諮問することを想定しておらず、「特に必要であると認めるとき」と限定していることから、当該審査会の所掌事務を改正します。

② 南三陸町情報公開条例

・個人情報保護制度と情報公開制度は「両輪」であることから、南三陸町個人情報保護条例の改正にあわせ、南三陸町情報公開条例の改正についても検討します。

○検討項目

- ・手数料としての明記
- ・開示決定・延長の期間

5 今後のスケジュール

① 本年9月上旬 南三陸町情報公開・個人情報保護審査会への諮問

② 本年9月下旬 パブリック・コメントの実施

③ 本年10月下旬 パブリック・コメントの実施結果の公表

④ 本年12月上旬 条例制定に係る議案の付議

⑤ 令和5年4月 新条例の施行